

訪問理美容 サービスを実施  
寝具の洗濯

希望の方は申し込みを

町では、寝たきり高齢者などの皆さんの利便を図るため、理美容師が自宅訪問し散髪などを行う「訪問理美容サービス事業」を四月から行います。また昨年度に引き続き「寝具洗濯乾燥消毒サービス事業」も実施。サービスの利用を希望する方は、お気軽にお申し込みください。



**訪問理美容サービス**  
 ▼対象 町内に住む方で、次のいずれかに該当する人  
 ・ おおむね六十五歳以上の単身世帯、高齢者世帯の人  
 ・ 重度身体障害者  
 ▼利用回数 年六回まで（理美容に掛かる費用は本人負担）  
**寝具洗濯乾燥消毒サービス**  
 ▼対象 町内に住む方で、次のいずれかに該当する人  
 ・ 重度身体障害者やおおむね六十五歳以上の寝たきり高齢者

・ 世帯の前年分の町民税が非課税または均等割課税の人  
 ▼内容 次の組み合わせのいずれかを年二回まで利用可能  
 ・ 特殊寝台用マットレス、ベッドパット、掛け布団、毛布  
 ・ 敷き布団、掛け布団、毛布  
 ※五月と十一月に実施する予定です。  
 ▼費用 一回につき二百円  
 ◇申請先・問い合わせ 役場保健福祉課（☎八二一三一一一内線一六四）へどうぞ。

山田町長 沼崎喜一

前月号で二月の大雪について触れ、「これ以上の雪はご蒙りたい」と書きました。あたかも、これに反発したかのような三月八日の大雪でした。何しろ宮古測候所開設以来の記録的積雪とのこと。道路の除雪の件では多くの苦情をいただきましたが、状況を説明してご理解をお願いしました。新年度が始まりました。いつにも増して厳しい年度になりそうです。長期低迷の日本経済にイラク戦争がどのような影響をもたらすのでしょうか。デフレ不況からの一日も早い脱却を果たすことを祈念するのみです。しかし、置かれた状況の中で町民生活の維持向上のために最善を尽くすのが役場職員の使命であります。あらためて職員にそのことを伝えました。

四月は入学の季節。各校各園で素晴らしい卒業式卒園式を見せてくれた子供たちが、今度はどんな入学式を演じてくれるでしょうか。



2月に行われた介護保険説明会(町保健センター)

介護保険料が4月から  
2,983円に変わります

低所得者の減免制度も導入

「第二期介護保険事業計画」の策定に伴い、四月から介護保険料

が、月額二千七百三十一円から二千九百八十三円に改定されます。年々、介護を必要とする方々が増えるなど、介護サービス量も増加の傾向にあります。このような状況の変化に対応していくため、今回の見直しとなりました。厳しい経済事情のもとでの料金改定で負担をお掛けしますが、皆様のご理解をお願いします。

また新たに、低所得者の保険料の減免制度（下表参照）を設けました。保険料減額の対象となる方は、所得段階が第二段階（世帯全員が町民税非課税）の

人下表の条件を満たす方になります。なお、保険料の減額、免除ともに本人の申請により行われます。

**◆低所得者の利用料は半額負担**  
 これまで低所得者のとらえ方は「生計中心者が所得税非課税」としていましたが、「町民税非課税世帯」に改正。低所得者の本人負担が無かった訪問介護・訪問入浴サービス利用料も、四月から半額を負担していただくこととなります。

▼問い合わせ 役場保健福祉課（☎八二一三一一一内線一六三）へどうぞ。

◆低所得者の介護保険料減免対象

項目	対	象
減額	▶世帯全員が町民税非課税 (世帯員3人目から1人につき40万円を加算)	▶世帯の年間収入が120万円以下 ▶町民税課税者に扶養されていない ▶町民税課税者と生計を共にしていない ▶資産などを活用しても生活が苦しい一人
免除	本人の年間収入が41万2,000円以下で、減額対象者の五つの項目に該当する生活保護を受けていない人	

町長室から